

都市計画法第 53 条（都市計画時節等区域内行為許可）申請について

神奈川県厚木土木事務所 許認可指導課

○手続きの流れ

1. 愛川町の都市計画担当部署（都市施設課）へ申請書類一式の提出

- ・申請書へ「愛川町経由印」を押印。
- ・「平面図」（敷地内における建築物の位置を表示する）へ都市計画区域線の明示。
- ・「愛川町意見書」の交付を受ける。

2. 土木事務所への申請・審査

愛川町経由印押印済みの申請書類一式にて審査します。

標準処理期間は申請書の受理日より 15 日間です。ただし、日曜日及び土曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までと補正期間は日数から除きます。

3. 許可書の受領

郵送をご希望の方は申請時に送付用封筒をご提出ください。

※ 許可標の提示申請者は、当該許可に係る行為の期間中行為地の見やすい場所に都市計画区域内行為許可標を提示します。

○申請図書 ※愛川町経由印押印済のものに限ります。申請部数：3 部

1. 許可申請書（様式）
2. 付近見取図（縮尺 1/2,500 以上）
方位、施行箇所、道路等公共施設（駅、停車場、公共建築物、河川及び湖沼）等目標となる土地建物及び距離を明示したもの。
都市計画施設内における建築行為面積を求積してください。
3. 敷地内における建築物の位置を表示する書類（平面図）（縮尺 1/500 以上）
※愛川町に都市計画線を記載したのち、行為面積を求積してください。
4. 平面図（縮尺 1/200 以上）
5. 断面図（縮尺 1/200 以上）
横断面図及び縦断面図とし、主要部分の材料の種別及び仕上方法を明示してください。
6. 立面図（縮尺 1/200 以上）
2 面以上ご用意ください。
7. その他
 - 委任状（許可申請について代理人を置く場合。）
 - 郵送での受け取り希望の場合、返信用封筒をご提出ください。